

松 庵 町 会 会 則

第1章 総 則

第1条 本会は松庵町会と称し、事務所を西松会館内に置く。

第2章 組 織

第2条 本会は杉並区松庵1丁目、2丁目の西側地域及び3丁目の全域に居住する者並びに地域内に事務所、営業所、工場、大店舗等を有する者をもって組織し、この地域を区と組に区分する。

第3章 目的及び事業

第3条 本会は会員相互の親睦と連絡を密にして、町内自治の充実、福利の増進、並びに災害時における防災、救護活動等互助の精神に基づき町内融和を期することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、各部を設け次の事業を行う。

- 1 総 務 部 庶務、企画、募金、慶弔及び他の部に属さない一切の事項
- 2 生活安全部 防犯、交通、青少年育成
- 3 厚 生 部 文化活動、敬老、講習、見学、厚生、福祉、新生活の推進
- 4 環境衛生部 環境衛生、保健衛生、害虫駆除
- 5 会 計 部 予算、決算並びに諸般の会計事務

第4章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
副会長 2名
常任委員 若干名（部長、副部長、会計、区長含む）
委員 若干名（組長含む）
監事 2名

第6条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は常任委員会の推薦により、総会の承認を得る。

第7条 会長は本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時に代行する。監事は会計を監査し、部長は部の業務を分掌推進し、組長は一定区域の会員を代表する。

第8条 本会の役員は次の方法により選出する。

- 1 会長、副会長、監事は総会において会員の中から選出する。
- 2 区長は組長の互選により選出し、会長が委嘱する。
- 3 委員は会員の中から選出し、会長が委嘱する。
- 4 部長は常任委員の中から5名、副部長若干名を互選により選出する。

第9条 役員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。補欠役員の任期は残任期間とする。

第5章 会 計

第10条 本会の経費は会費、助成交付金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第11条 本会の会費は、1世帯月額100円とし、同居世帯、共同住宅は50円とする。営業所、事務所、工場、大店舗等の会費は別に定める。会費は委員によって徴収し、毎月末日までに常任委員を経て、会計部に納入する。ただし、一時に納入することもできる。

第12条 前条の会費は、本会において特別の理由ありと認められるときは、減免することができる。

第13条 本会の予算は、総会の議決によりこれを定め、決算は総会の承認を得なければならない。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 会 議

第15条 本会の会議は、通常総会、臨時総会、常任委員会、事業部会とし、通常総会は毎年1回特別の場合を除き5月に開催する。

第16条 総会は当該地区の常任委員の過半数の出席により成立する。

総会は次の事項を議決する。

- 1 事業報告並びに計画
- 2 年度予算及び決算
- 3 会則の変更
- 4 役員選任
- 5 その他重要事項
- 6 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があった場合随時開催する。

第17条 常任委員会は、必要の都度開催し、本会の運営に関する事項を審議する。

第18条 総会及び常任委員会は会長が招集し、その議長となる。

第19条 事業部会は会長の同意を得て必要の都度開催する。

第20条 会議の議決は出席者の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは議長が決する。

第21条 本会則に基づく細則は別に定める。

第22条 本会則は昭和38年10月13日から施行する。

改正 昭和61年5月11日

改正 平成11年5月9日

改正 平成12年5月14日

改正 平成29年5月27日

第7章 細 則

第1条 会則第21条の規定により、次の細則を定める。

(費用弁償支給規程)

第2条 本会の事業達成のための奉仕に対し、次の各条項により費用を弁償する。

- 1 会長又は事業部長の依頼により、勤労並びに訓練又は会議、見学、講習会、研究会及び官公庁、公共団体の開催する諸会合に出席するとき。
- 2 前項に該当する費用弁償のうち、交通費は実費精算とし、勤労手当及び食事費等は別表により常任委員会の議決による。

第3条 前条各号の外、費用弁償支給を適当と認める場合は、会長、副会長、事業部長と協議のうえ決定する。

(慶弔規程)

第4条 次の各項に該当する場合は、記念品を贈りこれを表彰する。

- 1 会員及び同居家族並びに従業員が人命救助、環境衛生、防災及び防犯防火、その他町会事業に功績のあったとき。
- 2 善行青少年が公共団体、官公庁等から表彰を受け、あるいは常任委員会において表彰に値すると認めたとき。

第5条 前条の表彰方法及び記念品については、会長と関係部長の合議のうえ決定する。

第6条 会員及び同居家族死亡の届け出があった場合は香典を供え弔意を表す。

- 1 会員及び同居家族死亡のとき、金5千円を供える。

第7条 特に町会事業に功績があり、又町会発展に貢献した者に対しては、前条の規定にかかわらず、会長、副会長、事業部長並びに監事が合議のうえ、弔意方法を定める。

第8条 会員が火災、その他不慮の災害に遇った場合は、会長、副会長、事業部長、監事並びに当該地区の常任委員が合議のうえ、見舞い方法を定める。

第9条 本細則の改廃は、常任委員会の議決によらなければならない。

附 則

本細則は昭和54年4月15日より施行する。

改正 昭和58年5月31日

改正 昭和61年3月25日

改正 平成7年10月28日

改正 平成11年5月9日

改正 平成12年5月14日

改正 平成29年5月27日